

地域共通クーポン取扱店舗登録申請書

事業者名 (ない場合は個人名)	フリガナ：	
	☐ 「宿泊事業者」として既にGo To トラベル事業に登録されている場合はこちらにチェックを入れてください。	
法人番号13桁 (ない場合はなしと記載)		
代表者氏名	フリガナ：	
	姓	名
住所	〒 ー	
	都道府県	市区町村・番地・建物等
電話番号	ー ー	
FAX番号 (ある場合のみ)	ー ー	
ホームページ (URL) (ある場合のみ)		
実務担当者	氏名	フリガナ：
		姓 名
	部署名	
	役職	
	メールアドレス	
	電話番号	ー ー
	緊急連絡先 (携帯電話等)	ー ー

■登録代理の有無

行政書士が事業者の希望により登録代理業務を行う場合、下欄にご記入ください。

行政書士	氏名	フリガナ：
		姓 名
	行政書士登録番号 (8桁)	

■添付書類及び提出書類チェック欄

- ☐ (様式A) 登録申請書(本紙)
- ☐ (様式B) 登録希望店舗リスト
- ☐ (様式C) Go To トラベル事業 参加同意書(取扱店舗登録希望事業者提出用)
- ☐ (様式D) 口座確認書(事業者用)
- ☐ 口座番号を確認できる書類(通帳の写し、口座証明書等)
- ☐ 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類(開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等の公的機関から発行される書類の写し)

■配送先の指定

登録完了後、取扱店舗スターキットを原則1店舗につき1セットを送付する予定です。

希望する配送方法を選択してください。

取扱店舗スターキット(①取扱店舗マニュアル1冊・②地域共通クーポン券の見本1部・③ステッカー2枚・④ポスター2枚・⑤スイングPOP2個・⑥換金用伝票15枚・⑦宅急便伝票15枚・⑧クーポン券の半券返信用封筒15枚・⑨ポスター掲示証明写真返信用封筒1枚)

データでご提出の方は下記○ボタンをクリックしご選択ください。郵送される方は手書きで「チェック」又は「丸印で囲って」ご選択ください。

- ☐ 上記事業者住所に一括配送
- ☐ 登録希望店舗リスト(様式B)に記載の各店舗住所宛に個別配送
- ☐ その他の住所への配送 ※自社の物流センター等に配送を希望する場合は、
下欄に配送先の住所、宛名、電話番号をご記入ください

住所	〒	—	
	都道府県	市区町村・番地・建物等	
宛名	事業者名		
	担当者名	姓	名
電話番号	—	—	

■その他のご要望 ※任意

■車体等貼付用ステッカー

バス事業者やタクシー事業者等の交通事業者向けに小さいサイズのステッカーを用意いたします。

下欄より要否のご選択 及び ご希望枚数をご記入ください。

(大: H140mm×W140mm、小: H50mm×W100mm)

データでご提出の方は下記○ボタンをクリックしご選択ください。郵送される方は手書きで「チェック」又は「丸印で囲って」ご選択ください。

要否	○ 必要		○ 不要	
大	枚	小	枚	

■事業者として行っている具体的な感染防止対策（全角300字以内）※任意

※要点をまとめてください。対策の詳細について自社WEBサイト上に掲載の場合はURL貼付も可。

■日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類

開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等の公的機関から発行される書類の写しをこの貼付スペースに貼り付けてください。

貼付欄

Go To トラベル事務局 御中

Go To トラベル事業 参加同意書

Go To トラベル事業参加にあたり、以下の取組を実施することに同意いたします。

※下記ご一読の上、左側の□にチェック（✓）を入れてください。

1. 感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

- ☐
- (1) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること

※業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインから、準拠するガイドラインを選んで記入してください。

複数の業種にまたがる場合はすべて記載してください。また、直接的に該当するガイドラインがない場合は類似するガイドラインを記載してください。

なお、業種別ガイドラインについては、以下のリンク先の資料をご参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/>

- ☐ (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はホームページで対外的に公表すること。
- ☐ (3) 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
- ☐ (4) 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- ☐ (5) (4)のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

2. 地域共通クーポンの取扱いに関する事項

- ☐ 地域共通クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等
- ① 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、地域共通クーポンと引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
 - ② 取扱店舗であること、紙クーポン・電子クーポンそれぞれの取扱いの可否が明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を旅行者から見えやすい場所に掲示する。
 - ③ 地域共通クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
 - i) 地域共通クーポンの有効期間・利用エリア
 - ii) 紙クーポンの取扱店舗控が切り離されていないこと
 - iii) 地域共通クーポンの偽造・変造・模造の有無
 - iv) 提供しようとする商品等が取扱要領の1.(5)「地域共通クーポンの利用対象にならない商品等」に該当しないこと
 - ④ 有効期間を経過した地域共通クーポン、利用エリアではない地域共通クーポン及び有効期間又は利用エリアの記載の無い地域共通クーポンは、受け取りを拒否する。
 - ⑤ 取扱店舗控が切り離された紙クーポンは、受け取りを拒否する。
 - ⑥ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造された地域共通クーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局（コールセンター）にも報告する。確認用として配布する見本券は、地域共通クーポンを取り扱うすべての者に周知する。
 - ⑦ 地域共通クーポンを現金と交換しない。
 - ⑧ 地域共通クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。地域共通クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
 - ⑨ 地域共通クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
 - ⑩ 商品等の対価として受け取った紙クーポンは、再流通を防止するため、有効期間・利用エリアが記載されている部分（以下「本券部分」という。）と取扱店舗控を都度切り離し、本券部分を換金用伝票とともに事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店舗控を入金確認が完了するまで保管する。
 - ⑪ 電子クーポンを取り扱う取扱店舗は、スマートフォン等で通信できる環境を整えた上で、会計を行う場所に、取扱店舗ごとに提供するQRコード標識を設置するとともに、旅行者が適正に電子クーポンを利用したことについて、旅行者のスマートフォン等に表示される利用済み画面で確認する。
 - ⑫ 取扱店舗で独自に地域共通クーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
 - ⑬ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又は地域共通クーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。

- ⑭ 有効な地域共通クーポンを提示した旅行者に対し、地域共通クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等地域共通クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑫と⑬に記載の場合は除く）。
- ⑮ 取扱店舗は、有効な地域共通クーポンを利用しようとする旅行者から地域共通クーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗と地域共通クーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑯ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながら地域共通クーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗における地域共通クーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取った地域共通クーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。
- ⑰ 偽造・変造・模造等された地域共通クーポンによる換金請求がされ、事務局が地域共通クーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。
- ※ 地域共通クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して発行者及びGo To トラベル事務局は責を負わない。
- ⑱ 以下の店舗に該当しないこと
- i) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業（同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗
 - ii) 取扱要領の1.(5)「地域共通クーポンの利用対象にならない商品等」に該当する商品等のみを取り扱う店舗
 - iii) カラオケ、ライブハウス

3.反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

☐ 私は、次のとおり、反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。

なお、次の(1)の各号のいずれかに該当し、若しくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、又は本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、事務局との取引が停止され、又は給付金の交付を解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

☐ (1) 現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団関係者
- ④ 総会屋
- ⑤ その他前各号に準ずるもの

☐ (2) 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ① 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
- ② 暴力的な要求行為
- ③ 法的責任を超えた不当な要求行為
- ④ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ⑤ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴事務局の信用を毀損し、又は事務局の業務を妨害する行為
- ⑥ その他前各号に準ずる行為

4.個人情報を含む店舗情報の第三者提供（任意）

各地域の自治体、観光協会、グルメサイトなどの情報提供サイト運営者等が旅行者にクーポンが利用できる店舗を周知する等、Go To トラベル事業の地域共通クーポンの利用促進を図るために、本事務局が取得した個人情報を含む店舗情報を、電磁的方法等で上記第三者に提供することについて、同意をする場合は登録希望店舗リスト（様式B）の同意欄への記載をもって確認するものとします。

5.給付金の代理受領

本事業において国よりGo Toトラベル事務局が一括して給付金の代理受領を行うことを了承します。

私は上記内容を宣言の上、サービス産業消費喚起事業(Go Toトラベル事業)に参加いたします。

令和 年 月 日

代表者の記名押印：

代表者印

口座確認書(事業者用)

事業者名	フリガナ：												

ゆうちょ 銀行	記号 (左詰でご記入ください。6桁目がある場合は※欄にご記入ください)						番号 (右詰でご記入ください)							
						※								
	他の金融機関からゆうちょ銀行口座への振込に必要な情報をご記入ください。 不明な場合、以下のサイトからご確認いただけます。 ゆうちょ銀行＞記号番号から振込用の店名・預金種目・口座番号を調べる https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html													
	銀行名	ゆうちょ銀行					金融機関 コード	9900						
	店番 (数字)						店名 (漢数字)	店						
	預金種目	○ 普通 ○ 当座		口座番号										

金融機関 (ゆうちょ 銀行以外)			○ 銀行	支店名			○ 店		
			○ 信用金庫				○ 支店		
			○ 信用組合				○ 出張所		
	○ その他：			支店コード					
	金融機関 コード								
	預金種別	○ 普通 ○ 当座		口座番号					

(フリガナ)													
口座名義人													

注1：通帳をご確認の上、口座名義・口座番号等お間違いのないようご記入ください。

※名義人の名称・フリガナは省略せずにご記入ください。

注2：金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・信用組合・その他のいずれかを選択してください。

なお、「その他」の場合にあっては、金融機関名(例：○○農業協同組合)をご記入ください。

注3：金融機関のご記入は、「ゆうちょ銀行」又は「金融機関（ゆうちょ銀行以外）」の

いずれかのみでお願いいたします。(どちらか一つ)

経理担当者 ※実務担当者と同じ場合は 以下をチェック ☐ 実務担当者と同じ	氏名	フリガナ：	
		姓	名
	部署名		
	電話番号	— —	
	FAX	— —	
	メールアドレス		

口座番号が 確認できる 書類	通帳の写し 若しくは 口座証明書の写しを貼り付けてください。
	貼付欄